

矢巾町立中学校体育館空調設備整備工事仕様書

1 目 的

本仕様書は、矢巾町が実施する、令和8年度 矢巾町立中学校体育館空調設備整備工事（以下「本工事」という。）について、災害時の避難所となる体育館の環境整備による避難所機能の強化及び生徒のより良い学習環境の整備に資することを目的とする。

2 工 事 名 矢巾町立中学校体育館空調設備整備工事

3 対象施設及び整備面積：

（1）紫波郡矢巾町大字白沢第5地割220番地

施設名称：矢巾町立矢巾中学校体育館（アリーナ部分）

施設概要：空調整備面積 1,128 m²

（2）紫波郡矢巾町大字上矢次第7地割115番地

施設名称：矢巾町立矢巾北中学校体育館（アリーナ部分）

施設概要：空調整備面積 1,057 m²

4 工 期 契約締結日の翌日から令和9年7月15日まで

5 機器調達に伴う不稼働期間の補正

本工事は、機器の製造・調達期間と、現場の施工可能時期の整合を図るため、工期中に現場不稼働期間を設置する。

（1）現場不稼働期間 令和8年11月3日から令和9年5月15日まで

（2）当該不稼働期間中、受注者は、現場内に作業員に従事させる必要はなく、現場代理人等の配置を要しない。ただし、納品された機器材の数量確認は行うものとする。

（3）不稼働期間中の機器の保管及び管理は、発注者が行うものとする。

（4）発注者は、共通仮設費及び現場管理費等の積算にあたっては、当該不稼働期間を控除した上で算定していることに留意すること。（実工期4か月間（準備工2か月、設置工2か月））

6 機器の規格及び数量等 別紙設計書のとおり

7 工事概要

（1）上記「6 機器の規格及び数量等」に記載の機器を用意し、空調機器の設置又は配線等、空調設備が使用可能な状態にすること。

（2）本工事で使用する冷房機器は、熊本県中央区水前寺二丁目17番7号 株式会社エコファクトリーが製造、販売する輻射パネル（防球格子含む。）を併設すること。

（3）空調機器（エアコン、防球格子含む。）本体については、エコファクトリー社の輻射パネルとセットで仕入れることにより、同社の機器保証が得られることから、空調機器についても、輻射パネルの納入と併せて（株）エコファクトリーから仕入れること。なお、空調設備の試運転等の調整についても、（株）エコファクトリーの指示により実施すること。

（4）集中コントローラーパネルについては、体育館棟に設置するものとし、学校の休校日においても使用できるように設置すること。

（5）集中コントローラーパネルは、いたずら防止等のため、施錠できるような仕様とすること。

（6）機器設置工事（体育室内部）については、原則として学校のテスト期間（部活動停止期間）に集中して施工できる体制を整えること。ただし、体育室外については、この限りでない。（令和7年度参考：6月13日から1週間程度）

8 空調設備整備工事の施工

施工の工程や手法などを、学校の授業、生徒及び職員又は近隣住民に与える影響ができる限り

少なくなるよう計画すること。また、設置場所については、町及び各学校の了承を得た上で決定すること。

9 適用基準等

本工事の実施に当たっては、関係法令、条例、規則、要綱等を遵守するとともに、各種基準、指針等についても、本工事と照らし適宜参考とすること。また、関係法令、条例、規則、要綱、基準、指針等は全て最新のものを参考とすること。

10 債務負担行為の設定

本工事は、債務負担行為を設定した2か年にわたる工事であり、令和8年度分の対象事業は、設置機器材の納入までである。令和9年度は、設置工事を行うものとする。なお、納入機器材の保管及び管理については、発注者が行うものとする。

11 その他

本仕様に定めのない事項については、発注担当課と十分な協議を行うこと。